
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和元年第2回 *
*

(令和元年9月2日)

目 次

令和元年9月2日 定例会

| 議案等番号 | 議 案 等 名 | ページ |
|--------|---|-----|
| 報告第11号 | 専決処分報告について 「専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について」 | 1 |
| 報告第12号 | 平成30年度決算に基づく柏原市健全化判断比率の報告について | 3 |
| 報告第13号 | 平成30年度決算に基づく柏原市資金不足比率の報告について | 4 |
| 議案第41号 | 工事請負契約の締結について | 5 |
| 議案第42号 | 工事請負契約の締結について | 6 |
| 議案第43号 | 工事請負契約の締結について | 7 |
| 議案第44号 | 平成30年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について | 8 |
| 議案第45号 | 教育長の任命につき同意を求めることについて | 9 |
| 議案第46号 | 柏原市印鑑条例の一部改正について | 10 |
| 議案第47号 | 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について | 12 |
| 議案第48号 | 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 17 |
| 議案第49号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について | 25 |
| 議案第50号 | 柏原市心身障害者福祉基金条例の一部改正について | 29 |

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第51号 | 柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 31 |
| 議案第52号 | 柏原市水道事業給水条例の一部改正について | 33 |
| 議案第53号 | 令和元年度柏原市一般会計補正予算（第4号） | 35 |
| 議案第54号 | 令和元年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） | 58 |
| 認定第1号 | 平成30年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について | 64 |
| 認定第2号 | 平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について | 65 |
| 認定第3号 | 平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入歳出決算の認定について | 66 |
| 認定第4号 | 平成30年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 67 |
| 認定第5号 | 平成30年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 68 |
| 認定第6号 | 平成30年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について | 69 |
| 認定第7号 | 平成30年度柏原市水道事業決算の認定について | 70 |
| 認定第8号 | 平成30年度柏原市下水道事業決算の認定について | 71 |

報告第11号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決事項の指定についてにより別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和元年8月13日専決

柏原市長 富宅正浩

記

| 事由 | 事由発生日時・場所 | 損害賠償の相手方 | 損害賠償の額 | 当事者 |
|-------------------------|---|------------------|---------|-----|
| 旭ヶ丘第2ちびっ子老人憩いの広場内における事故 | 令和元年6月12日 午後4時00分頃 大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目1158番2 | 柏原市内在住未成年者の法定代理人 | 65,555円 | 柏原市 |

報告第12号

平成30年度決算に基づく柏原市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| — (12.77) | — (17.77) | 4.9 (25.0) | — (350.0) |

報告第13号

平成30年度決算に基づく柏原市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 (%) | 備考 |
|---------------|---------------|---|
| 柏原市水道事業会計 | — | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定 |
| 柏原市市立柏原病院事業会計 | 17.0 | |
| 柏原市下水道事業会計 | — | |

議案第41号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 契約の目的 柏原市新庁舎建設工事
- 2 契約の方法 設計・施工一括発注プロポーザル方式で選定した事業者と協議等を行った結果、工事内容、価格等の交渉が成立したことによる契約
- 3 契約金額 金4,066,700,000円
- 4 契約の相手方 大阪市中央区博労町4丁目2番15号
中川・関電工・山下共同企業体
代表者 中川企画建設株式会社
代表取締役 中川 廣次

議案第42号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 契約の目的 (仮称) かしわら認定こども園新築工事 (その2)
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 金689,700,000円
- 4 契約の相手方 柏原市本郷5丁目926番地9
株式会社三栄建設 柏原本店
本店長 左部 和宏

議案第43号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 契約の目的 国分中学校グラウンド整備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 金177,386,000円
- 4 契約の相手方 大阪市平野区瓜破7丁目1番5号
西野建設工業株式会社
代表取締役 西野 順一

議案第44号

平成30年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度柏原市水道事業会計未処分利益剰余金3,206,483,302円のうち、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

議案第45号

教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

所属政党

議案第46号

柏原市印鑑条例の一部改正について

柏原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市印鑑条例の一部を改正する条例

柏原市印鑑条例（昭和50年柏原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項）」に改め、「は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「資格その他氏名又は通称以外の事項を」を「資格等他の事項を併せて」に改める。

第14条第4号中「婚姻その他の理由により氏名」を「氏名等」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 47 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「非常勤の職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

第1条を次のように改める。

(特別職非常勤職員の報酬)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職で非常勤のもの（第4条において「特別職非常勤職員」という。）の報酬の額は、他の条例に定めがあるものを除き、別表に定めるとおりとする。

第4条第1項中「非常勤の職員」を「特別職非常勤職員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年柏原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与)

第27条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に定める。

2 法第22条の3に規定する臨時的任用職員の給与は、この条例の適用を受ける職員との権衡等を考慮して支給する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和32年柏原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額)」を加える。

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和33年柏原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し」を「ついて」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和33年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第6条 柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年柏原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。）」を加える。

第3条第3項中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正）

第8条 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例（昭和41年柏原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に改める。

第1条中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「関し」を「ついて」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「第28条第1項及び」を「第28条第1項各号又は」に、「一」を「いずれか」に改める。

第3条中「第28条第1項及び」を「第28条第1項各号若しくは」に、「一」を「いずれか」に、「かかげる」を「掲げる」に、「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に、「なくなつた」を「なくなった」に改める。

第4条中「実施」を「施行」に、「規則で」を「別に」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第9条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「第22条第1項」の次に「又は柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柏原市条例第 号）第6条第1項（第13条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「（昭和25年法律第261号）」を「第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員に係る前項の規定の適用については、同項中「一般職の職員の給与に関する条例第16条」とあるのは「柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条において準用する一般職の職員の給与に関する条例第16条の規定及び第12条」と、「同条例第20条」とあるのは「柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条において準用する一般職の職員の給与に関する条例第20条の規定及び第11条」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成11年柏原市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第11条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成14年柏原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第12条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年柏原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

第13条 嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年柏原市条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの勤務に係る第13条の規定による廃止前の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の報酬の支給等については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。

議案第48号

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の受ける給料及び報酬は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいたものであつて、かつ、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年柏原市条例第18号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）並びに会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表に定めるところによる。
2 フルタイム会計年度任用職員の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給与条例の準用)

第5条 給与条例第11条、第12条、第15条の2、第16条から第20条の2まで及び第26条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、5月31日及び11月30日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ規則で定める日に支給する。基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。)として任用され、同日の翌日に再度フルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第7条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第8条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、任期その他勤務の

態様を考慮し、月額、日額又は時間額として定めるものとする。

- 2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げる。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1875.5で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1875.5で除して得た額とする。
- 5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の度その他勤務に関する条件に照らして第4条の規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額をいう。
- 6 第2項から第5項までの規定にかかわらず、職務の特殊性、任用の事情等を考慮し、規則で定める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次に掲げる額を上限として規則で定める。

(1) 月額で定める場合 240,000円

(2) 日額で定める場合 19,000円

(3) 時間額で定める場合 2,500円

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法は、月の1日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間数により計算した額を規則で定める日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬については、常勤職員の相当する手当の

例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第8条第2項又は第6項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を、1875.5に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第8条第3項又は第6項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第8条第4項又は第6項の規定による基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第12条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第16条に規定する祝日法による休日等又は同条に規定する年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して、給与を支給する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員(パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める者を除く。)」と、同条第4項

中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基本報酬の額（日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬の額に基準日以前6箇月以内の期間における勤務実績により算出した1月当たりの日数又は時間数を乗じて得た額）」とそれぞれ読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第14条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、職員の旅費に関する条例（昭和41年柏原市条例第15号）の適用を受ける者の例により支給する。

2 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定める額を支給する。

(1) 給与条例第16条の2第1項第1号に掲げる事由に該当するパートタイム会計年度任用職員

(2) 給与条例第16条の2第1項第2号に掲げる事由に該当するパートタイム会計年度任用職員

(3) 給与条例第16条の2第1項第3号に掲げる事由に該当するパートタイム会計年度任用職員

（休職者の給与）

第15条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表 会計年度任用職員給料表（第4条第1項関係）

| 号給 | 給料月額 |
|----|---------|
| | 円 |
| 1 | 144,100 |
| 2 | 145,200 |
| 3 | 146,400 |
| 4 | 147,500 |
| 5 | 148,600 |
| 6 | 149,700 |
| 7 | 150,800 |
| 8 | 151,900 |
| 9 | 153,000 |
| 10 | 154,400 |
| 11 | 155,700 |
| 12 | 157,000 |
| 13 | 158,300 |
| 14 | 159,800 |
| 15 | 161,300 |
| 16 | 162,900 |
| 17 | 164,200 |
| 18 | 165,700 |
| 19 | 167,200 |
| 20 | 168,700 |
| 21 | 170,100 |
| 22 | 172,800 |
| 23 | 175,400 |
| 24 | 178,000 |
| 25 | 180,700 |
| 26 | 182,400 |
| 27 | 184,000 |
| 28 | 185,700 |
| 29 | 187,200 |
| 30 | 188,900 |
| 31 | 190,700 |
| 32 | 192,400 |
| 33 | 194,000 |
| 34 | 195,400 |
| 35 | 196,900 |
| 36 | 198,400 |
| 37 | 199,700 |
| 38 | 201,000 |
| 39 | 202,200 |
| 40 | 203,500 |
| 41 | 204,800 |
| 42 | 206,100 |
| 43 | 207,400 |
| 44 | 208,700 |
| 45 | 209,800 |

| | |
|----|---------|
| 46 | 211,100 |
| 47 | 212,400 |
| 48 | 213,700 |
| 49 | 214,800 |
| 50 | 215,900 |
| 51 | 216,900 |
| 52 | 218,000 |
| 53 | 219,100 |
| 54 | 220,100 |
| 55 | 221,000 |
| 56 | 222,000 |
| 57 | 222,400 |
| 58 | 223,300 |
| 59 | 224,100 |
| 60 | 224,900 |
| 61 | 225,600 |
| 62 | 226,600 |
| 63 | 227,400 |
| 64 | 228,300 |
| 65 | 229,000 |
| 66 | 229,800 |
| 67 | 230,700 |
| 68 | 231,700 |
| 69 | 232,400 |
| 70 | 233,100 |
| 71 | 233,700 |
| 72 | 234,500 |
| 73 | 235,300 |
| 74 | 236,000 |
| 75 | 236,700 |
| 76 | 237,300 |
| 77 | 238,000 |
| 78 | 238,800 |
| 79 | 239,600 |
| 80 | 240,300 |
| 81 | 240,800 |
| 82 | 241,500 |
| 83 | 242,200 |
| 84 | 242,900 |
| 85 | 243,500 |
| 86 | 244,200 |
| 87 | 244,900 |
| 88 | 245,600 |
| 89 | 246,100 |
| 90 | 246,600 |
| 91 | 246,900 |
| 92 | 247,300 |
| 93 | 247,600 |

議案第49号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年柏原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和33年柏原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 柏原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年柏原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項第1号中「、第2号及び第4号」を「及び第3号」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例(昭和41年柏原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2号から第5号まで」を「各号」に改める。

(水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年柏原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(柏原市下水道条例の一部改正)

第6条 柏原市下水道条例(昭和63年柏原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第5号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第9条の2第1項第5号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

第9条の10第1項第2号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第9条の10第1項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

(柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 柏原市病院事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成

22年柏原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」
を削る。

第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」
を削る。

附 則

この条例中第1条、第2条、第4条、第5条及び第7条の規定は令和元年
12月14日から、第3条及び第6条の規定は公布の日から施行する。

議案第50号

柏原市心身障害者福祉基金条例の一部改正について

柏原市心身障害者福祉基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市心身障害者福祉基金条例の一部を改正する条例

柏原市心身障害者福祉基金条例（昭和56年柏原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| | |
|---------------|-------|
| 法人設立準備会「こもれび」 | 160万円 |
| トライグループ | 10万円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

柏原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年柏原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条中「償還免除」の次に「、報告等」を加え、「法第13条第1項並びに令第7条第3項、第4項及び第8条から第11条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第7条第3項、同条第4項、第8条、第9条及び第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

柏原市水道事業給水条例の一部改正について

柏原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

柏原市水道事業給水条例（平成9年柏原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長（」の次に「第16条第2項及び第19条第1項の善良な管理者に係る部分を除き、」を加える。

第6条の見出しを「(指定給水装置工事事業者)」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第16条の2第1項の指定に係る指定証の交付を受けようとする指定給水装置工事事業者は、管理者に申請しなければならない。

第28条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事務に係る手数料の額は、当該各号に定める額とする。

第28条第1項第2号中「指定」の次に「又は法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新」を加え、イを次のように改める。

イ 指定の更新手数料 1件につき 10,000円

第28条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第6条第2項の規定による申請により、指定証を交付するとき。 1件につき 2,000円

第28条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 手数料の徴収は、前項各号の申出があった際に行う。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第34条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第53号

令和元年度柏原市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度柏原市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,411,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------------------|------------|----------|------------|
| 9 地方特例交付金 | | 89,745 | 25,547 | 115,292 |
| | 2 子ども・子育て支援 臨時交付金 | 29,745 | 25,547 | 55,292 |
| 14 国庫支出金 | | 4,161,090 | 27,521 | 4,188,611 |
| | 1 国庫負担金 | 3,506,945 | 24,467 | 3,531,412 |
| | 2 国庫補助金 | 637,075 | 3,054 | 640,129 |
| 15 府支出金 | | 1,692,760 | 1,000 | 1,693,760 |
| | 2 府補助金 | 325,686 | 1,000 | 326,686 |
| 17 寄附金 | | 80,000 | 1,700 | 81,700 |
| | 1 寄附金 | 80,000 | 1,700 | 81,700 |
| 19 諸収入 | | 1,936,288 | 133,896 | 2,070,184 |
| | 4 受託事業収入 | 15,432 | 801 | 16,233 |
| | 5 雑収入 | 1,336,394 | 133,095 | 1,469,489 |
| 20 市債 | | 3,593,200 | △ 15,915 | 3,577,285 |
| | 1 市債 | 3,593,200 | △ 15,915 | 3,577,285 |
| 歳入合計 | | 27,237,300 | 173,749 | 27,411,049 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 4,429,239 | 31,685 | 4,460,924 |
| | 1 総務管理費 | 3,739,884 | 31,685 | 3,771,569 |
| 3 民生費 | | 11,555,057 | 135,548 | 11,690,605 |
| | 1 社会福祉費 | 5,081,956 | 4,969 | 5,086,925 |
| | 2 児童福祉費 | 4,378,034 | 54,719 | 4,432,753 |
| | 3 生活保護費 | 2,094,167 | 75,860 | 2,170,027 |
| 4 衛生費 | | 2,127,473 | 95 | 2,127,568 |
| | 1 保健衛生費 | 1,103,732 | 95 | 1,103,827 |
| 5 農林水産業費 | | 99,446 | 4,000 | 103,446 |
| | 1 農業費 | 96,617 | 1,000 | 97,617 |
| | 2 林業費 | 2,829 | 3,000 | 5,829 |
| 9 教育費 | | 2,326,708 | 2,421 | 2,329,129 |
| | 1 教育総務費 | 634,714 | 801 | 635,515 |
| | 4 幼稚園費 | 248,609 | 1,620 | 250,229 |
| 歳出合計 | | 27,237,300 | 173,749 | 27,411,049 |

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 補正前 | | | 補正後 | | |
|-------|---------|----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|-----------|
| | | | 総額 | 年度 | 年割額 | 総額 | 年度 | 年割額 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 庁舎施設整備事業 | 4,363,000 | 平成30年度 | 0 | 4,441,500 | 平成30年度 | 0 |
| | | | | 令和元年度 | 1,289,000 | | 令和元年度 | 1,310,700 |
| | | | | 令和2年度 | 2,975,000 | | 令和2年度 | 3,030,000 |
| | | | | 令和3年度 | 99,000 | | 令和3年度 | 100,800 |

第3表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------|--------------------|----------|
| 大和川河川敷駐車場出入口警備業務 | 令和2年度から 令和3年度まで | 13,000千円 |

第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | |
|-------------------|-----------|-----------|
| | 補正前 | 補正後 |
| 庁舎施設整備事業債 | 1,266,700 | 1,292,300 |
| 小学校ブロック塀安全対策事業債 | 21,300 | 25,700 |
| 国分幼稚園ブロック塀安全対策事業債 | 6,400 | 8,600 |
| 臨時財政対策債 | 877,000 | 828,885 |

令和元年度柏原市一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 | |
|---|---|----------------|--------|--------|---------|-----|----------------|--------|----------------|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | | |
| 9 | | 地方特例交付金 | 89,745 | 25,547 | 115,292 | | | | |
| | 2 | 子ども・子育て支援臨時交付金 | 29,745 | 25,547 | 55,292 | | | | |
| | 1 | 子ども・子育て支援臨時交付金 | 29,745 | 25,547 | 55,292 | 1 | 子ども・子育て支援臨時交付金 | 25,547 | 子ども・子育て支援臨時交付金 |

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|----|---|----------|-----------|--------|-----------|---|----------|--------|--------------------|
| | | | | | | 区 | 分 | | |
| 14 | | 国庫支出金 | 4,161,090 | 27,521 | 4,188,611 | | | | |
| | 1 | 国庫負担金 | 3,506,945 | 24,467 | 3,531,412 | | | | |
| | 1 | 民生費国庫負担金 | 3,504,145 | 24,467 | 3,528,612 | 2 | 児童福祉費負担金 | 24,467 | 子育てのための施設等利用給付費負担金 |

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|---|---|----------|---------|-------|---------|---|----------|-------|--|
| | | | | | | 区 | 分 | | |
| | 2 | 国庫補助金 | 637,075 | 3,054 | 640,129 | | | | |
| | 2 | 民生費国庫補助金 | 111,264 | 3,054 | 114,318 | 2 | 児童福祉費補助金 | 2,339 | 母子家庭等対策総合支援事業補助金 1,799 子ども・子育て支援交付金 540 |
| | | | | | | 3 | 生活保護費補助金 | 715 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 |

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|----|---|----------------|-----------|-------|-----------|----------|-------|-----------------|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 15 | | 府支出金 | 1,692,760 | 1,000 | 1,693,760 | | | |
| | 2 | 府補助金 | 325,686 | 1,000 | 326,686 | | | |
| | 4 | 農林水産業 費府補助金 | 4,373 | 1,000 | 5,373 | | | |
| | | | | | | 1 農業費補助金 | 1,000 | 大阪版認定農業者支援事業補助金 |

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 | |
|----|---|-----|--------|--------|--------|--------|---------|-------|--------------|
| | | | | | | 区 分 | 金 額 | | |
| 17 | | 寄附金 | 80,000 | 1,700 | 81,700 | | | | |
| | 1 | 寄附金 | 80,000 | 1,700 | 81,700 | | | | |
| | | 1 | 指定寄附金 | 80,000 | 1,700 | 81,700 | | | |
| | | | | | | | 1 指定寄附金 | 1,700 | 心身障害者福祉基金寄附金 |

(款) 19 諸収入

(項) 4 受託事業収入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|----|---|-----------|-----------|---------|-----------|---|-----------|-----|----------------------|
| | | | | | | 区 | 分 | | |
| 19 | | 諸収入 | 1,936,288 | 133,896 | 2,070,184 | | | | |
| | 4 | 受託事業収入 | 15,432 | 801 | 16,233 | | | | |
| | 3 | 教育費受託事業収入 | 0 | 801 | 801 | 1 | 教育費受託事業収入 | 801 | 業務改善加速のための実践研究事業受託収入 |

(項) 5 雑入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|---|---|----|-----------|---------|-----------|---|----|---------|---------------------------------------|
| | | | | | | 区 | 分 | | |
| | 5 | 雑入 | 1,336,394 | 133,095 | 1,469,489 | | | | |
| | 2 | 雑入 | 1,335,695 | 133,095 | 1,468,790 | 1 | 雑入 | 133,095 | 公立保育所3歳以上児副食代金 6,210 その他雑入 126,885 |
| | | | | | | | | | |

(款) 20 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|----|---|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|-------------------|
| | | | | | | 区 | 分 | | |
| 20 | | 市債 | 3,593,200 | △ 15,915 | 3,577,285 | | | | |
| | 1 | 市債 | 3,593,200 | △ 15,915 | 3,577,285 | | | | |
| | | 1 | 総務債 | 1,273,700 | 25,600 | 1,299,300 | | | |
| | | | | | | 1 | 総務管理債 | 25,600 | 庁舎施設整備事業債 |
| | 4 | 教育債 | 162,400 | 6,600 | 169,000 | | | | |
| | | | | | | 1 | 小学校債 | 4,400 | 小学校ブロック塀安全対策事業債 |
| | | | | | | 3 | 幼稚園債 | 2,200 | 国分幼稚園ブロック塀安全対策事業債 |
| | 6 | 臨時財政対策債 | 877,000 | △ 48,115 | 828,885 | | | | |
| | | | | | | 1 | 臨時財政対策債 | △ 48,115 | 臨時財政対策債 |

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|---------|-----------|--------|-----------|----------|-------|----------|-------|-------------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| 2 | | 総務費 | 4,429,239 | 31,685 | 4,460,924 | 21,700 | 9,985 | | | |
| | 1 | 総務管理費 | 3,739,884 | 31,685 | 3,771,569 | 21,700 | 9,985 | | | |
| | | 1 一般管理費 | 1,182,024 | 1,050 | 1,183,074 | | 1,050 | | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 1,050 | 5 財政課事務費 財務会計システム改修業務委託料 |
| | | 4 財産管理費 | 301,112 | 8,935 | 310,047 | | 8,935 | | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 8,550 | 3 庁舎施設管理費 |
| | | | | | | | | 18 備品購入費 | 385 | 大和川河川敷駐車場 2,400 整理業務委託料 |
| | | | | | | | | | | 大和川河川敷駐車場 2,600 出入口警備業務委託料 |
| | | | | | | | | | | 高濃度PCB廃棄物 200 収集運搬業務委託料 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|----|-----------|-----------|--------|-----------|---------------|------|-------------------------------|-----|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | | | | | | | 高濃度PCB廃棄物 3,350 処分業務委託料 機械器具費 385 |
| | 12 | 庁舎施設整備事業費 | 1,418,100 | 21,700 | 1,439,800 | 地方債 21,700 | | | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 324 15 工事請負費 21,376 | | 1 庁舎施設整備事業 新庁舎建設工事監理 324 業務委託料 新庁舎建設工事 21,376 |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 | |
|---|-------|--------|------------|-----------|--------------|-----------|---------|--------|----------------|----------------------|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| 3 | | 民生費 | 11,555,057 | 135,548 | 11,690,605 | 28,681 | 106,867 | | | | |
| | 1 | 社会福祉費 | 5,081,956 | 4,969 | 5,086,925 | 1,700 | 3,269 | | | | |
| | | 1 | 社会福祉総務費 | 1,282,869 | 1,328 | 1,284,197 | | 1,328 | | | |
| | | | | | | | | | 23 償還金、利子及び割引料 | 1,328 | 2 福祉総務課事務費 平成30年度国庫負担金返還金 平成30年度国庫補助金返還金 |
| 2 | 障害福祉費 | 56,170 | 1,700 | 57,870 | その他 1,700 | | | | | | |
| | | | | | | | | 25 積立金 | 1,700 | 5 基金 心身障害者福祉基金積立金 | |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 | 明 | |
|---|---|---|--------------|-----------|-------|-----------|------|-------|---------------------|-------|---|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 | 分 | | | 金 |
| | | 3 | 障害者自立 支援費 | 1,463,807 | 1,703 | 1,465,510 | | 1,703 | | | | |
| | | | | | | | | 23 | 償還金、利 子及び割引 料 | 1,703 | 1 | 障害者自立支援給付等事業 平成30年度国庫負 1,021 担金返還金 平成30年度府負担 554 金返還金 3 障害児支援事業 平成30年度国庫負 128 担金返還金 |
| | | 5 | 老人福祉費 | 63,165 | 238 | 63,403 | | 238 | | | | |
| | | | | | | | | 18 | 備品購入費 | 238 | 2 | 高齢者の生活・安全支援事業 庁用器具費 |

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|-----------|-----------|--------|-----------|----------------|--------|----------------|-------|---------------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 2 | 児童福祉費 | 4,378,034 | 54,719 | 4,432,753 | 26,266 | 28,453 | | | |
| | | 1 児童福祉総務費 | 328,555 | 5,785 | 334,340 | 国庫支出金 1,799 | 3,986 | | | |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 2 | 22 こども育成課事務費 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 10 | 平成30年度国庫負担金返還金 2,675 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 37 | 担金返還金 |
| | | | | | | | | 19 負担金、補助及び交付金 | 1,750 | 平成30年度国庫補助金返還金 5 |
| | | | | | | | | 23 償還金、利子及び割引料 | 3,986 | 平成30年度府負担金返還金 1,306 |
| | | | | | | | | | | 12 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業 |
| | | | | | | | | | | 普通旅費 2 |
| | | | | | | | | | | 消耗品費 10 |
| | | | | | | | | | | 通信運搬費 8 |
| | | | | | | | | | | 手数料 29 |

(単位：千円)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------------|--------|------------------------|--------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | | | | | 未婚の児童扶養手当 1,750 受給者に対する臨時 ・特別給付金 |
| 2 児童保育費 | 2,511,041 | 48,934 | 2,559,975 | 国庫支出金 24,467 | 24,467 | 19 負担金、補 助及び交付 金 | 48,934 | 8 子育てのための施設等利用給付 事業 子育てのための施設等利用給 付費 |

(項) 3 生活保護費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|-----------|-----------|--------|-----------|--------------|--------|------------------------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 3 | 生活保護費 | 2,094,167 | 75,860 | 2,170,027 | 715 | 75,145 | | | |
| | | 1 生活保護総務費 | 94,167 | 75,860 | 170,027 | 国庫支出金 715 | 75,145 | | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 1,232 | 2 福祉総務課事務費 |
| | | | | | | | | 23 償還金、利 子及び割引 料 | 74,628 | 生活保護システム改 修業務委託料 平成30年度国庫負 担金返還金 |
| | | | | | | | | | | 1,232 |
| | | | | | | | | | | 74,628 |

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|-------|-----------|-----|-----------|----------|------|------------------------|-----|--|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| 4 | | 衛生費 | 2,127,473 | 95 | 2,127,568 | | 95 | | | |
| | 1 | 保健衛生費 | 1,103,732 | 95 | 1,103,827 | | 95 | | | |
| | | 2 予防費 | 311,442 | 95 | 311,537 | | 95 | | | |
| | | | | | | | | 23 償還金、利 子及び割引 料 | 95 | 3 母子保健事業 平成30年度国庫補 助金返還金 65 4 健康増進事業 平成30年度国庫補 助金返還金 30 |

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|--------|--------|-------|---------|---------------|-------|----------------|-------|---------------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| 5 | | 農林水産業費 | 99,446 | 4,000 | 103,446 | 1,000 | 3,000 | | | |
| | 1 | 農業費 | 96,617 | 1,000 | 97,617 | 1,000 | | | | |
| | 3 | 農業振興費 | 17,053 | 1,000 | 18,053 | 府支出金 1,000 | | 19 負担金、補助及び交付金 | 1,000 | 2 地域農政推進対策事業 大阪版認定農業者支援事業補助金 |

(項) 2 林業費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|-------|-------|-------|-------|----------|-------|--------|-------|-----------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 2 | 林業費 | 2,829 | 3,000 | 5,829 | | 3,000 | | | |
| | 1 | 林業振興費 | 2,829 | 3,000 | 5,829 | | 3,000 | 13 委託料 | 3,000 | 2 林業振興事業 森林情報システム導入業務委託料 |

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|--------|-----------|-------|-----------|----------|-------|--------|-----|-------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| 9 | | 教育費 | 2,326,708 | 2,421 | 2,329,129 | 1,341 | 1,080 | | | |
| | 1 | 教育総務費 | 634,714 | 801 | 635,515 | 801 | | | | |
| | | 2 事務局費 | 297,316 | 801 | 298,117 | その他 | | | | |
| | | | | | | 801 | | 8 報償費 | 180 | 10 業務改善加速のための実践研究 |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 95 | 事業 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 507 | 指導助言講師謝礼 60 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 19 | 学校業務改善支援員 120 |
| | | | | | | | | | | 報償費 |
| | | | | | | | | | | 特別旅費 95 |
| | | | | | | | | | | 消耗品費 507 |
| | | | | | | | | | | 通信運搬費 13 |
| | | | | | | | | | | 保険料 6 |

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|--------|---------|-------|---------|----------|-------|----------------|-------|-------------------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| | 4 | 幼稚園費 | 248,609 | 1,620 | 250,229 | 540 | 1,080 | | | |
| | | 1 幼稚園費 | 248,609 | 1,620 | 250,229 | 国庫支出金 | 1,080 | | | |
| | | | | | | 540 | | 19 負担金、補助及び交付金 | 1,620 | 8 私立幼稚園副食費補足給付事業 私立幼稚園副食費補足給付補助金 |

議案第54号

令和元年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度柏原市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,820,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|-----------|---------|-----------|
| 8 繰越金 | | 0 | 247,426 | 247,426 |
| | 1 繰越金 | 0 | 247,426 | 247,426 |
| 歳入合計 | | 6,573,344 | 247,426 | 6,820,770 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 4 基金積立金 | | 31,704 | 169,252 | 200,956 |
| | 1 基金積立金 | 31,704 | 169,252 | 200,956 |
| 6 諸支出金 | | 2,430 | 78,174 | 80,604 |
| | 1 償還金及び 還付加算金 | 2,430 | 78,174 | 80,604 |
| 歳出合計 | | 6,573,344 | 247,426 | 6,820,770 |

令和元年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 |
|---|---|-------|-------|---------|---------|---|-----|---------|--------|
| | | | | | | 区 | 分 | | |
| 8 | | 繰越金 | 0 | 247,426 | 247,426 | | | | |
| | 1 | 繰越金 | 0 | 247,426 | 247,426 | | | | |
| | | 1 繰越金 | 0 | 247,426 | 247,426 | | | | |
| | | | | | | 1 | 繰越金 | 247,426 | 前年度剰余金 |

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説 明 |
|---|---|------------------------|--------|---------|---------|----------------|------|--------|---------|--------------------------------|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| 4 | | 基金積立金 | 31,704 | 169,252 | 200,956 | 169,252 | 0 | | | |
| | 1 | 基金積立金 | 31,704 | 169,252 | 200,956 | 169,252 | 0 | | | |
| | | 1 介護給付費 準備基金積 立金 | 31,704 | 169,252 | 200,956 | その他 169,252 | 0 | | | |
| | | | | | | | | 25 積立金 | 169,252 | 1 介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金 |

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 節 | | 説明 |
|---|---|----------------|-------|--------|--------|---------------|------|------------------------|--------|---|
| | | | | | | 特定財源 | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | |
| 6 | | 諸支出金 | 2,430 | 78,174 | 80,604 | 78,174 | | | | |
| | 1 | 償還金及び 還付加算金 | 2,430 | 78,174 | 80,604 | 78,174 | | | | |
| | | 3 償還金 | 0 | 78,174 | 78,174 | その他 78,174 | | 23 償還金、利 子及び割引 料 | 78,174 | 1 償還金 国庫支出金返還金 38,692 支払基金交付金返還 金 12,190 府支出金返還金 27,292 |

認定第1号

平成30年度柏原市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度柏原市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第2号

平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第3号

平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）
歳入歳出決算の認定について

平成30年度柏原市国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）歳入
歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の
認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第4号

平成30年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度柏原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第5号

平成30年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第6号

平成30年度柏原市市立柏原病院事業決算の認定について

平成30年度柏原市市立柏原病院事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第7号

平成30年度柏原市水道事業決算の認定について

平成30年度柏原市水道事業決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

柏原市長 富宅正浩

認定第 8 号

平成 3 0 年度柏原市下水道事業決算の認定について

平成 3 0 年度柏原市下水道事業決算を、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩